

2級カウンセリング研修講座サテライト日高会場受講者募集

～あなたの周りの人たちとの関わりを考えてみませんか？～

- 1 講座期間 平成28年4月21日(木)～平成28年11月末(予定)
- 2 時間 18:30～20:30(2時間)
- 3 場所 富川グロリアホーム【(旧)富川駅前クリニック】(〒055-0006 日高町富川南4丁目2-47)
- 4 定員 20名
- 5 受講料 63,000円(税別・分割可・資料代込)
- 6 その他
 - ・進級のためには審査認定が必要となります。【審査認定料】30,000円(税別)
 - ・3級講座を受講されていない方は逆受け受講も可能となっています。詳しくは事務局までお問い合わせください。

【カウンセリング研修講座2級研修内容】講義内容19科目、57コマ、114時間

科目	時間数	科目	時間数
精神医学知識	8	社会教育	2
精神衛生	8	教育社会学	4
家族療法	8	特別支援教育	4
現代社会と健康	10	保育論	6
カウンセリングのための人間学	4	社会福祉援助技術論	8
カウンセリング方法論	8	社会福祉制度論	8
カウンセリング臨床論	8	障がい者福祉論	6
個人面接法	8	障がいを持って生きるということ	4
犯罪被害者支援	4	話を聴く上で求められること	4
施設見学		特別講義	2

【お問い合わせ】 日高家庭生活カウンセラークラブ 事務局 土田 電話 01456-3-4000
 【後援】 静内保健所、日高町教育委員会

平成28年度介護予防プログラムのご案内

サクサク脳トレ教室

65歳以上の方を対象に、サクサク脳トレ教室を開催します。
 もの忘れが心配な方、脳を活性化させたい方などいかがでしょうか？

【内容】 くもん学習療法センターの研修を受けた専門員により「読み」「書き」「計算」などの簡単な学習や「ふまねっと」など軽い体操をすることで脳を刺激し、活性化を図ります。

【会場】 富川グロリアホーム研修センター(旧富川駅前クリニック)
 富川南4丁目2-47

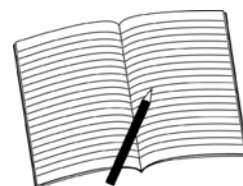
【回数・時間】 週1回(6ヶ月全24回 毎週火曜日) 5月開始
 13:30～15:00

【定員・料金】 定員20名 1ヶ月 1,000円
 *送迎はありませんので、ご自分で来場ください。

【お申し込み】 門別地域包括支援センター 電話 01456-2-6789

4月8日(金)締め切り

*定員を超えた場合は初めて教室へ参加される方を優先します。



国民健康保険 後期高齢者医療 の被保険者のみなさまへ

《平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。》

◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)が

《平成28年4月1日～》1食につき 260円→**360円**に

《平成30年4月1日～》1食につき 360円→**460円**に変更となります。

ただし、指定難病の方※は、1食につき **260円**に据え置かれます。

※ 都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

【注意事項】

- (1) 指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
- (2) 指定難病の医療受給者証については、静内保健所(Tel.01464-2-0251)へお問い合わせ下さい。
- (3) 平成28年3月31日において、既に1年以上継続して精神病床に入院しており、4月1日以後についても引き続き入院する方の食事代については、当分の間260円に据え置かれます。

【お問い合わせ】 日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01465-2-6561

高齢者向けの給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)について

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、「高齢者向けの給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が支給されます。

日高町では、4月に入りましたら順次、対象と思われる方のいる世帯等へ申書書類などを郵送する予定となっておりますので、申請書が届きましたらお早めに申請してください。

(支給対象者)

・平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者(昭和27年4月1日以前に生まれた者)に支給する。

※平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは・・・

平成27年度の町民税が課税されておらず、かつ課税されている方の扶養家族になっていない方で、平成27年1月1日時点で生活保護法の被保護者となっていない方。

(支給額)

・支給額は、支給対象者1人につき3万円となります。

(申請方法等)

・詳細な申請方法や必要書類などは、申請書と一緒に郵送する説明書類をご覧ください。

・平成27年1月1日を基準日として、住民基本台帳に記録している市町村への支給申請となりますので、基準日以降に日高町へ転入された場合などは、基準日にお住まいの市町村へお問い合わせください。

【担当窓口・お問い合わせ先】

<給付金の申請等に関するお問い合わせ>

日高町役場 健康福祉課 福祉・子育て支援グループ(01456-2-6183)

(4月1日から課の編成替えに伴い課名が変わります。詳しくは36ページをご覧ください。)

<町民税の申告等に関するお問い合わせ>

日高町役場 税務課 課税グループ(01456-2-6184)